

保険会社向けの総合的な監督指針（資本性借入金関係） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-2-14-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示 (1)ないし(3) (略) (4) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示区分 規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニに定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(注) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示対象についても、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニに定める基準に従う。</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ-2-14-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示 (1)ないし(3) (略) (4) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示区分 規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニに定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(注 1) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示対象についても、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニに定める基準に従う。</p> <p>(注 2) <u>債務者区分にあたっては、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援において、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められることにも留意する。</u></p> <p>※ 「資本性借入金」とは、<u>貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、</u></p> <p>① <u>償還条件については、契約時における償還期間が5年を超え、期限一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されていること</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（資本性借入金関係） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>② <u>金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること（業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること）</u></p> <p>③ <u>劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること（又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）</u> <u>が求められると考えられる。</u></p>